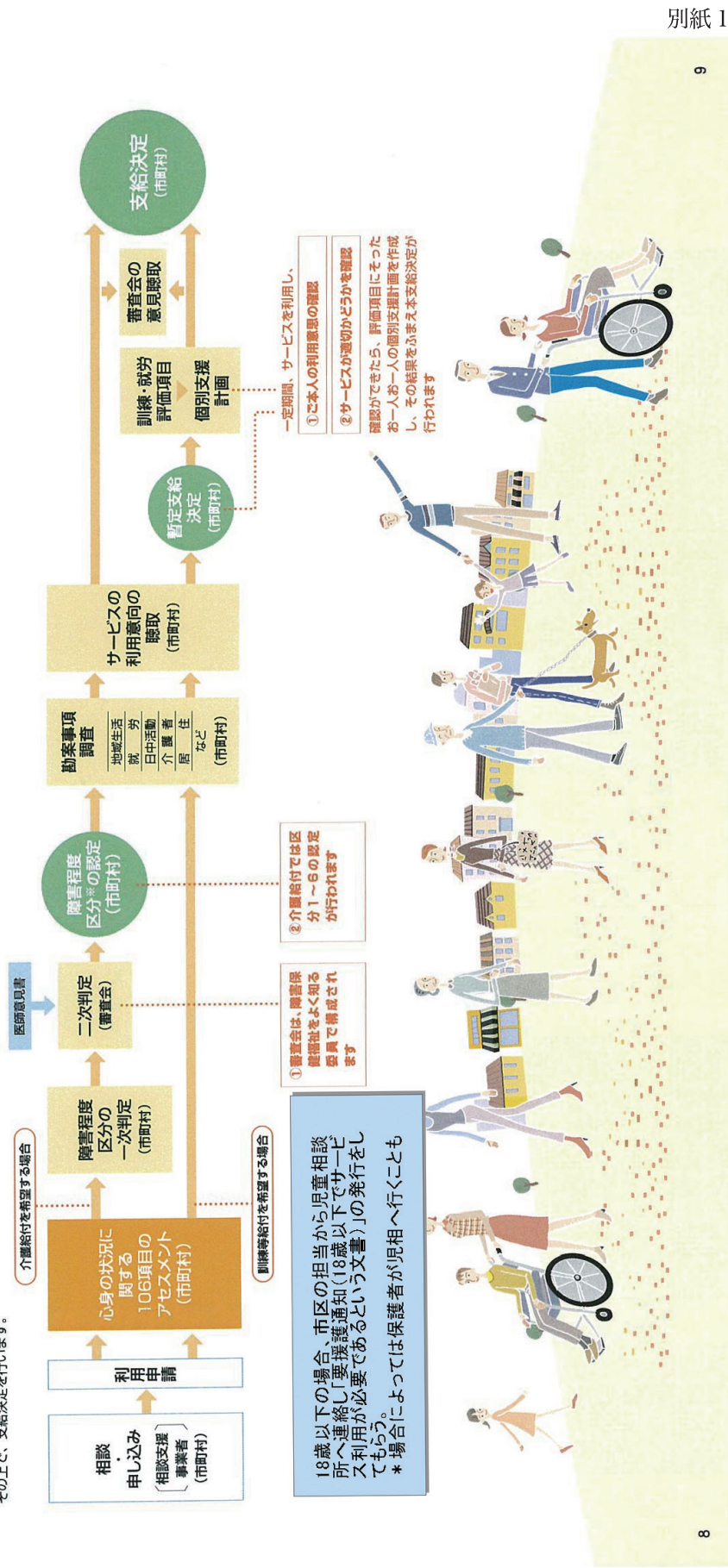


# 利用の手続き

## ■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
  - 社会活動や介護者、居住等の状況
  - サービスの利用意向
  - 訓練・就労に関する評価を把握
- その上で、支給決定を行います。



別紙1

9

8

別紙2

## II 支給申請

### 1 申請

介護給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、援護の実施主体となる市町村に対し、支給申請をしなければならない。（法第20条第1項）

少々わかりにくいのですが、15歳以上18歳未満の児童の方を障害者とするため、利用者負担判定も障害者として本人の所得を見るところになります。

#### (1) 申請者

障害者の場合は障害者本人、障害児の場合は保護者が申請者となる。

なお、児童福祉法第63条の4及び第63条の5の規定に基づき15歳以上18歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合の申請及び精神保健福祉センターの意見等に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合の申請は、当該障害児が障害者とみなされることから、当該障害児本人が行う（法附則第2条、令附則第3条）。

※ 当該障害児が障害児を対象とするサービスについても併せて利用する場合は、当該サービスについても障害者とみなして扱う。

#### (2) 申請の代行

支給申請の代行は、障害者本人の支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰でも可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めると、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、障害程度区分認定調査や勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

#### (3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、障害程度区分認定調査や勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

## 障害者自立支援法サービス利用のための手続き【手帳未取得の場合】

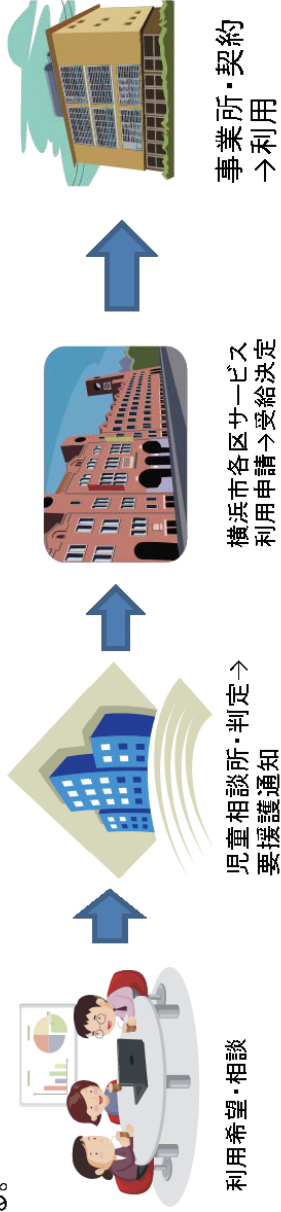
・ 厚生労働省の制度方針：手帳の有無についてはサービス利用の可否に  
関わらないが、実際の判断基準は自治体に任せている。

### ■横浜市の場合

- ・手帳の取得は任意である。
- ・サービス利用希望がある場合、児童相談所での判定が基準となる。
- ①判定が、手帳取得相当となった場合サービス利用：可
- ②判定でIQが75以上でも91以下であった場合、医師が「自閉症」「他4診断名、アスペルガー症候群等」と診断し（AQ、ASQと言った検査を受けることがある）診断書を発行した場合①と同様に：可
- ③ ①②にも該当しない場合、横浜市の事業支援係担当と協議 医師が「発達障害」等との診断をした場合、その診断書等によりサービス利用を検討
- ・その後、サービス利用可となった場合児童相談所が各担当区へ「要保護通知」を発行し18歳以下の利用を申請
- ・区はそれと本人からのサービス利用希望意思を受けサービス利用に関する調査を開始  
→受給者証を発行→事業所と契約→サービス利用スタート

### ■神奈川県、川崎市

- ・基本的に上記の横浜市の考え方と同様です。
- ・実際の判定に県では「県総合医療相談センター・中央児童相談所」が担当する。
- ②の判定の範囲では横浜のIQの制限ではなく「境界線級」ということで診断書（自閉症等）を合わせて判定する。
- ③の「発達障害」については同様に医師の診断書で「精神障害手帳の範囲」と認められた場合、サービス利用が可能となる。



別紙 3

別紙 4

## 愛の手帳自閉症特例にともなう診断書の提出について

愛の手帳の自閉症特例にともなう診断書については、次の診断名で作成されたものを、児童相談所あてにご郵送、または、直接児童相談所窓口にご提出ください。

### <診断名>

- 1 「自閉症」
- 2 「自閉性障害」
- 3 「自閉症候群」
- 4 「アスペルガー症候群」
- 5 「アスペルガー障害」

以上1から5の診断名のいずれかが記載された診断書が有効です。（「広汎性発達障害」では認められません。）

このことについてのお問い合わせは、連絡先までお願いします。

なお、自閉症の診断がつかないため診断書が提出できない場合や、今回は診断書の提出をしないことにした場合も、お手数ですが当方へご連絡願います。

平成 年 月 日

### <送付先・連絡先>

〒235-0045  
横浜市磯子区洋光台3-18-29  
横浜市南部児童相談所  
こころのケア係 あて  
電話045(831)4735  
FAX045(833)9828

担当： \_\_\_\_\_

## 「福祉と特別支援教育の連携」を活発にするためのポイント

### 連携における地域自立支援協議会の役割

できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援～

\*アンケート 3月31日現在回答：64自治体としての数字とパーセンテージです。

特定非営利活動法人 ミラソル会 理事長 一杉光男

#### 1：調査結果から

Q17 「自立支援協議会に子ども部会がありますか」という問いに対して、「ある」と答えた自治体は24カ所、「ない」と答えた自治体が28カ所。

「ない」と答えた自治体には「子ども部会」という名称の部会がないだけであり、「教育部会」や「療育部会」という名称で、大半は、同じように子どもの療育や就学についてのテーマを扱っているのが実際である。回答した自治体で「子ども部会」という名称での部会がある自治体は、福島県、岐阜県、奈良県、岡山県、高知県、山口県、佐賀県、札幌市、新潟市。

Q18 「子ども部会（また、子どもに関する事項を扱う部会など）にはどんな関係機関の関係者が所属していますか」という問いに対して、最も多かったのが、相談支援民間事業所関係者（22）、福祉サービス事業所関係者（22）、次いで学校関係者（21）、地区福祉保健部局関係者（20）、医療関係者（16）、児童相談所関係者（14）、地域保健所関係者（14）、幼稚園関係者（12）、療育センター関係者（11）、保育園関係者（11）、発達障害者支援センター関係者（11）などとなっている。

トリアージの最初の出発点となるのが、学校関係者や地域の相談支援民間事業所などから始まるケースが多く、次いで福祉保健部局、医療関係、福祉サービス事業所などとなっていることに比例した地域での状況を反映した帰属結果となっている。今回の回答から見えてくる関係機関の構成は、子どもに関わる機関が、ムラなく部会に入っていることを表していると思われる。

Q19 「子ども部会（また、子どもに関する事項を扱う部会など）で具体的なケースについて検討されますか」という問いに対し、18カ所の自治体では「する」と回答。12カ所が「しない」と回答。地域で、その対応や処遇に困難さを伴うケースについて、積極的に自立支援協議会で討議している様子がうかがえる。具体的なケースについて検討されている自治体は、福島県、岐阜県、岡山県、山口県、佐賀県、高知県、札幌市。

Q20 「子ども部会（また、子どもに関する事項を扱う部会など）の取り組みを教えてください」という問いに対し、最も多かったのが、3. の「居場所作り（12）」、次いで2. の「保護者等への勉強会、支援者用の研修会などを開催する。（11）」、1. の「具体的なケース検討に加えて、複数のケースの方向性を制度化まで検討する。（10）」の順。

これは、自立支援協議会の部会が地域に密着したニーズに即して運営されることを物語っており、さらに、地域そのものの中で、そのテーマを普遍化するプロセスとして制度としていけるところまで図ろうとしており、協議会の活動の根幹にかかわる部分として評価できるものである。

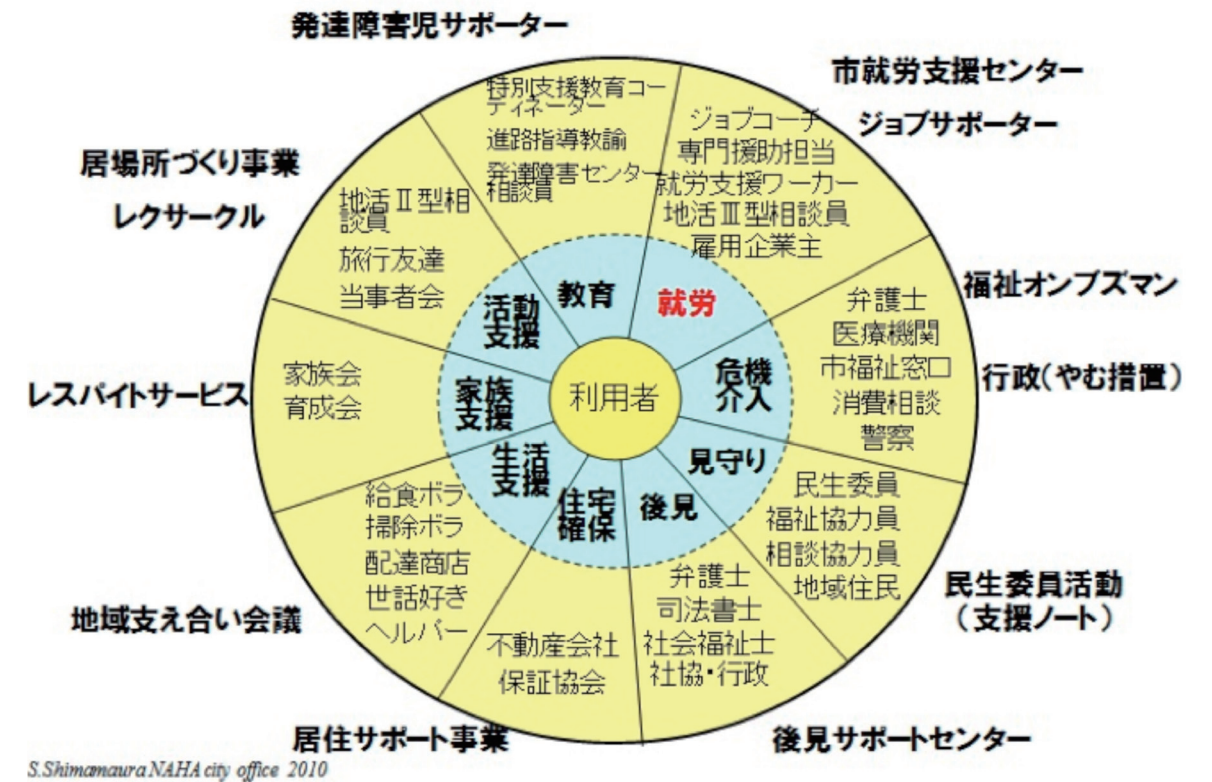
#### 2: 事例

##### 那覇市自立支援協議会の例

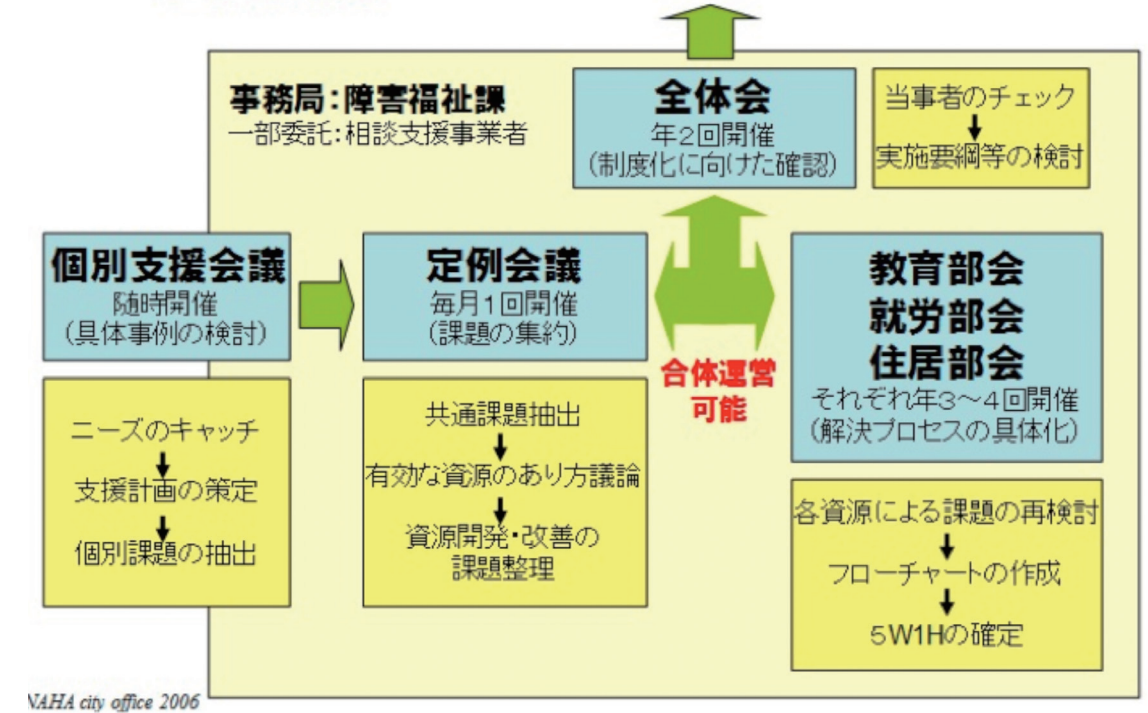
教育部会の中から、発達障害児（者）への取り組みが、地域で弱いのでは、との意見が討議され、発達しょうがい児サポーターが。また、発達支援コーディネーターも。

さらに、那覇市独自の発達しょうがい者地域生活支援事業がスタート。

## 障害者を支える社会資源の開発



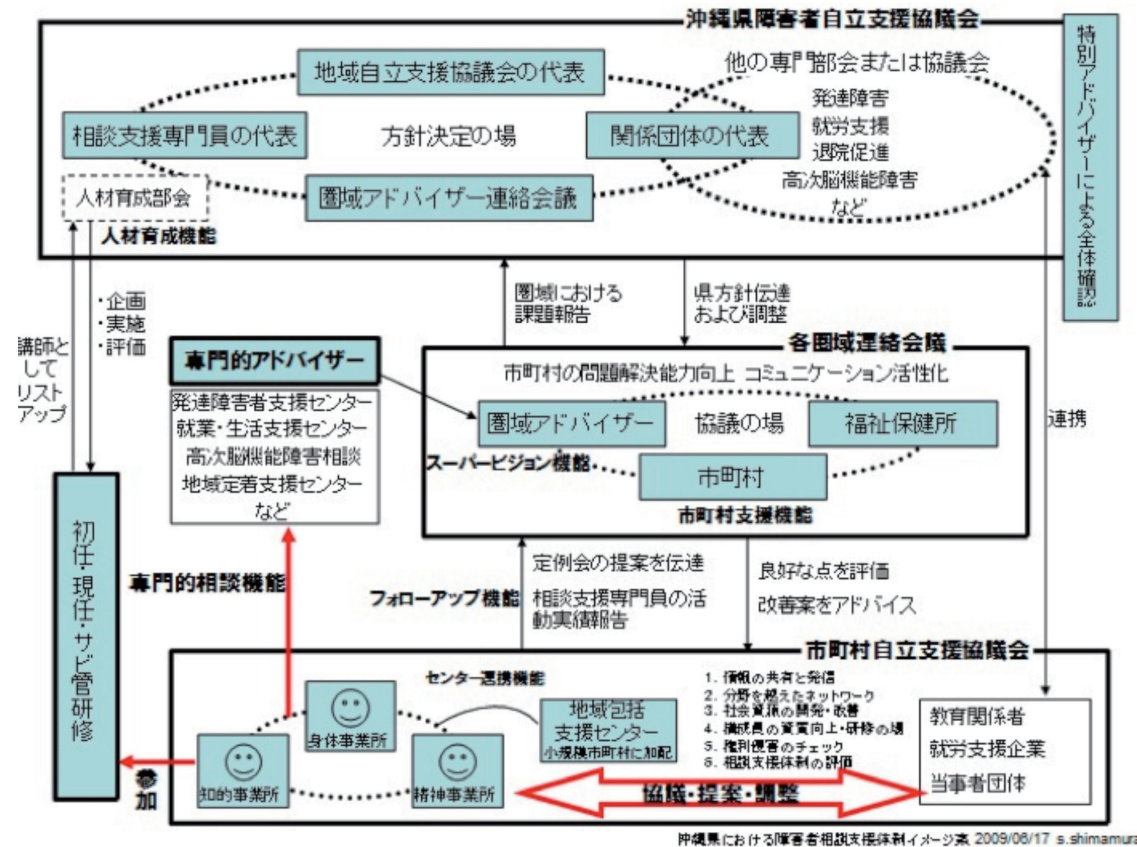
## 地域自立支援協議会 組織構成



## 地域自立支援協議会 那覇市の2010年の成果

就労	ジョブサポーター事業の定着・拡大 那覇市就労支援センターとしての機能強化
教育	発達障害児サポーターの研修・派遣 発達支援コーディネーターの設置
住居	居住サポート事業の修正 チャレンジルームの検討

NAHA city office 2010



沖縄県における障害者相談支援体制イメージ案 2009/06/17 s.shimamura

## 那覇市発達障がい者地域生活支援事業

那覇市発達障がい者地域生活支援事業所  
「さぼーとせんたーiから」(2010年6月)

那覇市発達障がい者地域支援事業の取り組みとして開所した。那覇市発達障がい者支援連絡会議の協議を基に、大人の発達障がい者の相談支援や活動場所が無いという課題の解消に向けて開所。

## サポートiから 運営：NPO法人わくわくの会

- 住所：那覇市泊1-18-8(泊小近く)、電話・FAX:098-861-1187
- 開所日：月曜日～金曜日9:30～18:30(事前にご連絡ください)
- 対象：那覇市在住者、利用料：無料(講座によっては受講料など徴収する場合あり)
- 支援内容：個別相談(本人からの相談、家族からの相談、支援者からの相談など)、ソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネジメント、就労相談、余暇支援、交流の場、講座・講演会・研修会、その他



<島村さんからのメッセージ>

基本的なところが出来ていないので資源開発には届かないということも多くみられます。想いをしっかり受け止めニーズを本人とともに考え本人の力を引き出すプランをつくり自らそれにトライできる環境をネットワーク化し初めて機能が動き出す そのためによりしっかりとした個別支援会議を運営できるかがカギとなっていることを伝えたいと思っています。

(一杉光男)

## 「福祉と特別支援教育の連携」を活発にするためのポイント

# 連携のきっかけを見出す、 発達障害児・者の相談支援の今後の方向

有) エムオー企画 取締役社長 (一級建築士) **小野寺 右耕**

### はじめに

福祉と特別支援教育の連携によって期待される最終的な成果は、個人の特性を生かした就労の機会を生み出し、障害者が自立した人生を創造することである。もとより、特別支援教育は障害者の実情と希望を丁寧に認識し、支えながら通常生活の中へ招き入れようとするインクルーシブな社会を作り上げることが目標である。この通常生活の枠の中で共に暮らすことによって、健常者と障害者の関係を連続的に認識するようになり、発達障害者といった中間的な新しい概念が確立されるようになった。発達障害者は、資質的に評価されるものは全くの健常者でありながら、現象としては社会的不適応を抱えている人々であり、近年多く認識されることとなった。

### 1. 問題の整理

#### 発達障害の登場

発達障害者は文部科学省のアンケート調査では全体の6.3%という数値が認められ、(\*1) 厚生労働省の研究では8.2~9.3%という数値が報告されている。(\*2) これまでの教育環境の中では、固定的な障害者のカテゴリー分けだけであったものが、特別支援教育によって、普通学級の中にいながら、重くて沢山の理不尽な困難を背負っていた子供たちがいることが、明るみに出てきた訳である。

そして、この特別支援学校でも、特別支援学級でもない、普通学級にいる不適応な児に対する相談・支援の方法と意義を確立するのが、発達障害者支援法とそれに基づく諸政策であり、インクルーシブな社会づくりの具体的な道のりである。

#### 早期発見・早期対応の重要性

障害者にたいする理解を深めるには、より早い認識とよりはっきりとした判定が出されることが重要である。今回のアンケートへの回答(Q1、Q3)でも明らかにされているが、発達障害の早期発見や気づきのチャンスは保健所・療育センターでの乳幼児健診においてが一番多い。さらに、乳幼児健診においても、これまでの乳児、1.5歳児、3歳児健診の段階では見過ごされていた発達障害への判定が、5歳児健診を設けることによって、かなり高い確度で判断できることがわかってきていることも、この数年の厚生労働省と文部科学省の研究によって明らかにされている。

平成19年4月文部科学省初等中等教育長通知「特別支援教育の推進について」以来この4年の間に特別支援教育の実績を多く重ねられている。

#### ツール等情報共有の必然性

それによって、福祉と教育の連携を支えるツールとしてのサポートファイル等の様式と具体的記述のノウハウを高めてきた。そして5歳児健診という、医学的判定時期の中心点を抑えることができたといえる。これまでは、就学時におけるサポートファイルの受け渡しのための、短い期間での幼保と小学校の共同事業であったものが、就学前の1年以上にわたって、共同で見守る期間が得られることになった。(\*3) こどもの発達を見守る取り組みは、こどもの活動領域を「ひろげる支援」と、ライフステージの切れ目を乗り越えて育成を「つづける支援」の二つの効果があって評価されると思う。1年以上も共同で見守る期間が得られるというのは、まさしく、ひろげる支援とつづける支援を実現させるもので、ライフステージの切れ目とされるあわただしい期間が、子供の未来への視界をひろげる、歩みを確かなものにする、ふたつのステージのつなぎ目を作る期間にランクアップすることになるのである。

こういった、学術的な研究を迫っていけば、この成果は、思春期においても別の形ででも確認される

に違いない。

5歳児段階での発達障害の開示によって、その後の就学が確かな指針を持って継続されるように、思春期もしくはその周辺の時期の心のスタンスに、本人とその周囲の人々が求心力を得るような立ち位置が見つけられるならば、就労プラス自立した社会人へと、明確な歩みを獲得できるに違いない。

### 2. ライフステージを通した新しい相談支援の方向

大きく3つに分けられたライフステージも、切れ目の時期のとらえ方を積極的な視点で組み立てなおすことができれば、自らの人生を見渡せる位置に上がる三段飾りの花道とも言い直せる。

誕生という一段目は、独力で登ってきたが、就学という二段目、就労という三段目は、周りの人たちと一緒に登ることができる。特別支援教育のステージ分けという人生ストーリーには、サポートファイルという脚本がある。そしてもう一つ必要になってくるのが、監督さんもしくはマネージャーである。厚生労働省の「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」(\*4)によれば、医師、保健師、保育士、心理士、教師、訓練士という専門家が並んでいる。横断的知性を持った人格者であるべきで、

監督さんもしくはマネージャーさんは、利用者にとって必要な人材でなければならない。

文部科学省の特別支援教育の「個別的教育支援計画」によれば、教育、福祉、医療、労働、産業界とそれらの連携、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業、保護者、ボランティア、NPO、福祉施設、福祉・医療等関係機関というように、組織と特別支援教育コーディネーターが並んでいる。イメージされる新しい職能は、成人した利用者が望むライフスタイルを実現させるプロデュース能力を発揮できて、家族、親族等の関係者への説明力と、信頼が得られる信用力を合わせ持つ中立的なパーソナリティである。これまでの職能の人々に加えて、ピアトレーニングやパーソナルアシスタンス(\*5)、ペアレントメンター(\*6)のような新しいサービス職能の人々を集約して、実践的な生活支援サービスを設計する職能となる。

こういった既存の枠組みとは異なる新しい職能を開発して、人材を育成することが必要なのである。

### おわりに

福祉と特別支援教育の最も高い連携を実現させるには、これまでの支援活動が作り上げてきたライフステージのさらなる充実と、ライフステージをつなぐツールの進化と、そして何よりも、各ステージの支援の輪をひろげる、利用者きちんと寄り添える、新しい職能のパーソナリティを開発することが重要で、始まりである。そうした開発や進化が、ライフステージを通した新しい相談支援の方向を示しているのではないだろうか。

(小野寺 右耕)

#### 【参考文献等】

- \*1 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」2002年3月
- \*2 厚生労働省平成18年度研究報告書 第二章実証的研究成果C. 研究成果(2)
- \*3 「自閉症及びアスペルガー症候群の就学前診断の可能性と教育的対応」鳥取大学地域学部 小枝達也
- \*4 厚生労働省の「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」第1章~第5章
- \*5 厚生労働省 第11回総合福祉部会部会作業チーム 平成23年1月25日
- \*6 厚生労働省第8回障害児支援の見直しに関する検討会 平成20年6月24日

# 【資料】 配布アンケート用紙

厚生労働省 平成22年度障害者総合福祉推進事業

## 障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査

調査ご協力をお願い

平成23年2月  
特定非営利活動法人PWL

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、このたび特定非営利活動法人PWLは、厚生労働省「障害者総合福祉推進事業」の一環として、全国自治体を対象に障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査を実施することになりました。障害児支援の各自治体での実態と特別支援教育との連携の状況を調査し、そのあり方について提言をまとめることを目的にしております。  
ご多忙中の中、誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 調査概要

- 「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」社会保障審議会・障害者部会報告 H20.2. 16  
・「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書 H20.7. 22  
上記2報告書を参考に、基本的な視点とされる4点を軸に調査する。  
■基本的な視点  
1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援  
2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援  
3) 家族を含めたトータルな支援  
4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

### 調査対象

この調査は全国の都道府県・政令市の福祉・教育関係部局および外郭関係機関等においてお願いしております。

### 記入要領

- 調査概要をご確認いただき、最も適切と思われる部局での回答をお願いします。
- あてはまる番号に○印をつけてください。また文字や数字を記載していただくものもあります。
- 報告書作成にあたり、アンケート調査後に、改めて取材による調査をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- ご不明点は、下記までお問い合わせください。  
**\*ご記入いただきました調査書は、同封の返信用封筒にて3月2日（水）必着で返信下さい。**  
**\*データによる回答も可能です。エクセルデータをご希望の方は下記までメールでご連絡ください。**

### 【調査に関するお問い合わせ】

障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査係  
特定非営利活動法人PWL 担当:岩間栄 TEL 045-624-2642 E-mail: [s.iwama@pwl.jp](mailto:s.iwama@pwl.jp)  
神奈川県横浜市中区本牧三之谷9-12ヒント102

### 【記入者情報】

都道府県名			
政令市名			
部署名			
記入者氏名	役職	氏名	
連絡先	住所	〒	
	電話・FAX	電話:	FAX:
	URL・E-mail	URL:	E-mail:

### アンケート

#### 1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援に関する質問

①早期発見早期対応

Q1 早期発見をするための体制についてうかがいます。実施機関は次のうちどれですか

1. 指定医療機関	5. 民間福祉事業所
2. 療育センター	6. 自治体独自機関(名称: )
3. 児童相談所	7. その他( )
4. 地域保健所	

Q2 対応について医療機関・母子保健・福祉の連携はよくとれていますか。

1. よく連携されている。	3. 連携はない
2. 一部されている	

★発達障害への気付きへの配慮

Q3 発達障害を早期発見・早期対応する専門機関は次のうちどれですか。

1. 指定医療機関	5. 発達障害者支援センター等
2. 療育センター	6. 自治体独自機関(名称: )
3. 児童相談所	7. その他( )
4. 地域保健所	

#### 2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援に関する質問

①就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時における切れ目のない連携の必要性と卒業後の就労、地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携について

Q4 各ライフステージの変わり目での連携体制はどうなっていますか。  
ア 就学前から学齢期

1. 就学前の情報を持つ機関から学齢期担当部署(児童相談所等)へ引継している。
2. 就学前の情報を持つ機関から直接、学校等の支援機関へ引継している。
3. その他 ( )
4. 特に連携や引き継ぎはない。

イ 小学校から中学校(特別支援学級の場合と普通学級の場合)

●特別支援学級の場合

1. 学校間の引き継ぎを担当部署(児童相談所等)として把握している。.
2. その他 ( )
3. 特に連携や引き継ぎはない。

●普通学級の場合

1. 学校間の引き継ぎを担当部署(児童相談所等)として把握している。.
2. その他 ( )
3. 特に連携や引き継ぎはない。

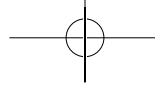
ウ 中学校から養護学校高等部(高等学校等)(特別支援学級と普通学級の場合)

●特別支援学級の場合

1. 学校間の引き継ぎを担当部署(児童相談所等)として把握している。.
2. その他 ( )
3. 特に連携や引き継ぎはない。

●普通学級の場合

1. 学校間の引き継ぎを担当部署(児童相談所等)として把握している。.
2. その他 ( )
3. 特に連携や引き継ぎはない。



エ 養護学校高等部（高等学校等また中学校）から福祉施設・就労

1. 学齢期担当部署（児童相談所・福祉関係部局・教育部局等）から福祉施設・就労先等への引継を行っている。
2. 学校等が直接福祉施設・就労先等に引継して、その状況を把握している。
3. その他（ ）
4. 特に連携や引き継ぎはない。

Q5 卒業後の進路（施設・就労）について担当部署として関係機関に支援している。

1. 担当部署として各学校を訪問し、進路先に関する説明会を開催している。
2. 担当部署として各学校関係者に集ってもらい、進路先に関する説明会を開催している。
3. 担当部署として就労先などの関係者に講演等行ってもらい研修会を開催などして啓発を行っている。
4. 担当部署として学校関係の連絡会議を招集している。
5. 学校関係主催の連絡会や説明会などの状況を把握している
6. その他（ ）
7. 特に連携や引き継ぎはない。

SQ1 卒業後に円滑に地域生活や就労ができるよう養護学校等在学中に就労移行支援事業等の利用を進めている。

1. 積極的に在学中の制度利用ができるよう自治体として制度化している。
2. 制度化はしていないが、体験的な利用を事業所等へ推進している。
3. 考えはあるが、国の制度が変わらないとできないと考えて今は行っていない。
4. 基本的に認めていない。
5. その他（ ）

②放課後の居場所の確保 ★児童デイサービスとその他の自治体のサービスの状況

\*状況のわかる資料がありましたら添付願います。

Q6 児童デイサービスの事業所数

か所

Q7 年齢別の利用者数を教えてください。

年齢区分	人数	備考 *詳細な状況がありましたら記入ください。
就学前	人	
幼稚園児	人	
小学生	人	
中学生	人	
高校生	人	

Q8 児童デイサービス以外の自治体独自の放課後支援はありますか。またその運営形態を教えてください。

ある・ない

●ある場合、その運営形態を教えてください。

1. 行政が直営している。
2. 民間法人に委託している。
3. 一般施策の放課後児童クラブ等で受け入れをすすめている。
4. 社会福祉協議会等外郭団体が運営している。

SQ2 障害児タイムケア事業を実施していますか。

している・していない

●している場合、その事業者数と利用者数を教えてください。

1. 事業者数                      か所                      2. 利用者数                      人

③個別の支援計画の作成と活用等、福祉施策と教育施策の連携強化について

★情報共有のための具体的ツール作成と活用状況

Q9 具体的ツールがありますか。

ある・ない

★情報共有の体制

Q10 情報が共有しやすい体制がありますか。

ある・ない

Q11 情報共有、ツールの使用する期間を教えてください。

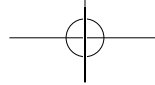
1. 未就学の期間
2. 学齢期間
3. 卒業後以降
4. 未就学期間から学齢期まで
5. ライフステージを通じて一生
6. 期間の定めは特にない
7. その他（ ）

Q12 共有する関係者の範囲を教えてください。 \*本人と保護者はすべて含まれるものとする。

1. 未就学期間の関係者 療育関係者と支援実施機関関係者
2. 学齢期間の関係者 学校関係支援者と児童相談所等担当者
3. 卒業後以降の関係者 進路先関係者（福祉施設、就労先関係者）と福祉保健関係ケースワーカー等
4. 未就学期間から学齢期まで 1、2を併せた関係者
5. ライフステージを通じた関係者全て
6. その他（ ）

Q13 ツールの必要項目（記入する項目）を挙げてください。

- 記入する項目
1. プロフィール【氏名・性別・血液型・生年月日・手帳等・住所・保護者住所（緊急連絡先）・出生時の様子】
  2. 発達の経過
  3. 医療の記録
  4. 相談の記録
  5. サービス利用記録
  6. 支援計画
  7. 関係機関マップ（関わりのある、あった人、機関の記録）
  8. その他（ ）



### 3) 家族を含めたトータルな支援

#### ① ライフステージを通じた相談支援について

Q14 ライフステージを通じて相談できる支援機関はありますか。

ある・ない

●ある場合 機関の名称と機能・運営形態を教えてください。

名称

機能・運営形態 \*複数回答可

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 医療機関     | 6. 発達障害者支援センター |
| 2. 療育センター   | 7. 相談支援民間事業所   |
| 3. 児童相談所    | 8. 福祉サービス事業所   |
| 4. 地域保健所    | 9. 自治体独自機関     |
| 5. 地区福祉保健部局 | 10. その他( )     |

Q15 ライフステージごとに相談する機関はどこですか。

機能・運営形態 \*複数回答可

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 医療機関     | 6. 発達障害者支援センター |
| 2. 療育センター   | 7. 相談支援民間事業所   |
| 3. 児童相談所    | 8. 福祉サービス事業所   |
| 4. 地域保健所    | 9. 自治体独自機関     |
| 5. 地区福祉保健部局 | 10. その他( )     |

#### ② 具体的な支援策

Q16 相談機関以外に具体的な支援サービスを用意していますか。

●自由記述で教えてください。

※必要な資料を添付していただいてもかまいません。

### 4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

#### ① 地域自立支援協議会の活用について

Q17 自立支援協議会に子ども部会がありますか。

ある・ない

Q18 子ども部会(また、子どもに関する事項を扱う部会など)にはどのような機関の関係者が所属していますか。

\*複数回答可

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. 医療機関関係者     | 8. 発達障害者支援センター関係者 |
| 2. 療育センター関係者   | 9. 相談支援民間事業所関係者   |
| 3. 児童相談所関係者    | 8. 福祉サービス事業所関係者   |
| 4. 地域保健所関係者    | 9. 自治体独自機関関係者     |
| 5. 保育園関係者      | 10. 学校関係者         |
| 6. 幼稚園関係者      | 11. 就労先企業関係者      |
| 7. 地区福祉保健部局関係者 | 12. その他( )        |

Q19 子ども部会(また、子どもに関する事項を扱う部会など)で具体的なケースについて検討されますか。

する・しない

Q20 子ども部会(また、子どもに関する事項を扱う部会など)の取り組みを教えてください。

\*複数回答可

1. 具体的なケース検討に加えて、複数のケースの方向性を制度化まで検討する。
2. 保護者等への勉強会、支援者用の研修会などを開催する。
3. 居場所づくりの検討
4. 本人を含めた交流の場づくり
5. その他( )

#### ② 関係機関である保健・医療・福祉・教育・就労のさまざまな関係者の状況

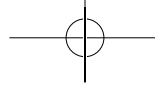
Q21 それぞれの機関として地域の子どもたちへの取り組みを教えてください。

領域:保健・医療・福祉・教育・就労

●取り組み \*自由記述をお願いします。

※必要な資料を添付していただいてもかまいません。





3) 家族を含めたトータルな支援

① ライフステージを通じた相談支援について

Q14 ライフステージを通じて相談できる支援機関はありますか。

ある・ない

●ある場合 機関の名称と機能・運営形態を教えてください。

名称

機能・運営形態 \*複数回答可

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 医療機関     | 6. 発達障害者支援センター |
| 2. 療育センター   | 7. 相談支援民間事業所   |
| 3. 児童相談所    | 8. 福祉サービス事業所   |
| 4. 地域保健所    | 9. 自治体独自機関     |
| 5. 地区福祉保健部局 | 10. その他( )     |

Q15 ライフステージごとに相談する機関はどこですか。

機能・運営形態 \*複数回答可

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 医療機関     | 6. 発達障害者支援センター |
| 2. 療育センター   | 7. 相談支援民間事業所   |
| 3. 児童相談所    | 8. 福祉サービス事業所   |
| 4. 地域保健所    | 9. 自治体独自機関     |
| 5. 地区福祉保健部局 | 10. その他( )     |

② 具体的な支援策

Q16 相談機関以外に具体的な支援サービスを用意していますか。

●自由記述で教えてください。

※必要な資料を添付していただいてもかまいません。

厚生労働省・平成22年度総合福祉推進事業

日時：平成23年1月30日(日) 13:00

会場：定非営利活動法人PWL・PWL就労移行センター5階ホール

出席：箕輪 小野寺 姫田 石川 顧問 富永 事務局 野上 岩間

事務局岩間から開会を告げ、委員の依頼承諾を感謝し、理事長あいさつにつなげる。あいさつ 箕輪理事長より今回の調査、検討委員会の趣旨説明を交えたあいさつあり。

検討事項

1. 検討委員会委員長を選出

- ・参加の委員より自己紹介、ご欠席の方を岩間、小野寺で紹介
- ・箕輪理事長より小野寺委員を推薦、満場一致で決定

2. 事業概要説明

【小野寺委員長より】

- ・就任のあいさつとともに概要を事業計画書に沿って説明、理解を求めた。
- ・短い期間の中で、テーマ趣旨から外れない調査、アンケートのまとめを行うため、一定程度方向性を持った会議進行、報告書のまとめを心がけることを伝える。
- ・そのなかでも最もポイントになるのがライフステージごとの各関係機関の連携、その連携のためにはツールとしての支援ファイルのやり取りのスムーズさが重要であるという視点が大事である。

【富永顧問】

- ・自身も行政に係る調査を手がけているが、個人の部分でもあまりにも資料がないことに驚かされる。個々の相談において成育歴など引き継ぎがないことは致命的である、との指摘あり、その意味でもこの調査は重要であるとのアドバイスあり。

3. 調査報告

事務局岩間より4か所の報告、小野寺、箕輪の補足あり

●仙台市

- ・視察につながる経緯を含め、資料の説明を行った。100万都市の規模で、行政がリードできる規模の仕組作りを熱心に行っていることが伝わることを補足説明した。
- ・発達相談支援センターアールが非常に相談について有益な機能を持ち成果を上げていることを報告しながら、支援ファイル(アイル)の有効性を所長の説明から実感できたことなど併せて報告した。

●新潟市(新潟県)

- ・同じく経緯を含め説明を行った。現地での話から県の発達障害支援センターの所長、東條恵先生と面談する機会を得て、この調査にとって非常に有益であったことを報告
- ・福祉と教育の連携に加え医療の重要性も理解できた。

●横浜市

- ・行政規模もあり、教育関係部局については別途連絡してほしいとのスタートであったが、現状の資源の豊富さと横浜独自のサービスを含め多くのポイントが明らかとなった、報告をした。
- ・特徴として、福祉、教育の連携や自立支援協議会の運営などが各区のサービス課のケースワーカーが